



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*359	平成17年度和歌山県告示第905号(国民保護法による指定地方公共機関の指定)の一部改正	(危機管理・消防課)	1
*360	昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正	(防災企画課)	1
361	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課)	2
362	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)	2
363	生活保護法による指定医療機関の辞退	(")	3
364	生活保護法による医療機関の指定	(")	3
365	生活保護法による介護機関の指定	(")	3
366	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課)	3
367	身体障害者福祉法による医師の指定	(")	4
368	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)	4
369	"	(")	5
370	基本測量の実施	(技術調査課)	6
371	公共測量の実施	(")	6
372	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6

○ 警察本部告示

2	和歌山県警察通信指令システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		7
---	--	--	---

○ 諸報

	入札公告	(警察本部)	10
--	------	--------	----

告 示

和歌山県告示第359号

平成17年和歌山県告示第905号(国民保護法による指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「熊野交通株式会社」を「熊野御坊南海バス株式会社」に改め、「御坊南海バス株式会社」を削り、「和歌山名鉄運輸株式会社」を「関西名鉄運輸株式会社」に改める。

和歌山県告示第360号

昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「熊野交通株式会社」を「熊野御坊南海バス株式会社」に、「和歌山名鉄運輸株式会社」を「関西名鉄運輸株式会社」に改め、「サザントランスポートサービス株式会社」を削り、「株式会社毎日放

送」を「株式会社毎日放送 株式会社MBSラジオ」に改め、「御坊南海バス株式会社」を削り、「丸十運送株式会社」を「株式会社オプラス」に、「有限会社大十ロジスティクス」を「株式会社大十ロジスティクス」に改める。

和歌山県告示第361号

令和4年度行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度行政事務用パソコン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
JFRコンソーシアム
(代表者) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(構成員) 富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目8番2号
- 5 落札金額
月額6,974,660円（うち消費税及び地方消費税の額634,060円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年1月20日

和歌山県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田歯新 14-26	まどかデンタルクリニック	田辺市たきない町10番34号	令和 4.6.30

御歯新 12-26	笹野歯科医院	御坊市歯字大町289-1	令和 5.1.31
--------------	--------	--------------	--------------

和歌山県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
田医新 54-26	小幡医院	田辺市湊46-17	令和 5.3.21

和歌山県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
有訪新 8-04	株式会社Stable&Comfort	有田郡湯浅町大字湯浅2799番地	グルー訪問看護ステーション	有田郡湯浅町大字湯浅2799番地	令和 5.2.1

和歌山県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社ネオファミリー	橋本市妻二丁目1番20号	小規模多機能型居宅介護ネオファミリー高野口	橋本市高野口町名倉100-2	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	令和 4.12.1
株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614番地	株式会社マリックス	橋本市高野口町伏原1048-1	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	令和 5.2.1

和歌山県告示第366号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉

法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
笠松望	整形外科	笠松病院	海南市船尾196番地	令和 4.11.17

和歌山県告示第367号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ほ う ち ょう く う	小 腸	免 疫	肝 臓	
南方美由希	リハビリ テーショ ン科	和歌山県立医 科大学附属病 院紀北分院	伊都郡か つらぎ町 妙寺219	令和 5.3.8				○	○	○								
林伸泰	外科	紀南病院	田辺市新 庄町46-7 0	令和 5.3.8										○				
村上圭秀	脳神経内 科	新宮市立医療 センター	新宮市蜂 伏18-7	令和 5.3.8						○								

和歌山県告示第368号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コメリハード&グリーン田辺店
 和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前) ミスタージョン田辺店

(変更後) コメリハード&グリーン田辺店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ミスタージョン株式会社 代表取締役 青木衛

三重県安芸郡芸濃町大字北神山字谷奥1287番3

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

4 変更年月日

平成18年4月3日

5 変更した理由

(1) 業態変更に伴う店名変更のため

(2) 株式会社コメリがミスタージョン株式会社を吸収合併したため

6 届出年月日

令和5年3月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市商工観光部商工振興課(田辺市新屋敷町1番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年3月28日から同年7月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第369号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン田辺店

和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更する事項

駐輪場の位置

(変更前) 建物北東側、建物南西側

(変更後) 建物北西側、建物南西側

4 変更年月日

令和5年11月2日

5 変更する理由

業態変更に伴い、施設の配置を変更するため

6 届出年月日

令和5年3月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年3月28日から同年7月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和5年3月2日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第372号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

平川3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	平川	江ノ隅	344番1	

2号	〃	〃	〃	黒岩	1002番5	
3号	〃	〃	〃	江ノ隅	1002番1	
4号	〃	〃	〃	〃	357番1	
5号	〃	〃	〃	〃	355番3	
6号	〃	〃	〃	〃	351番6	
7号	〃	〃	〃	〃	351番1	

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年3月28日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に係る要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレラントシステム等による構成）された24時間365日運用のアプリケーションシステムについて、更新又は構築作業を行った実績を有すること。

（イ）作業拠点について、15拠点以上で機器の更新又は機器設置作業を行った実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア) 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。
- (イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。
- (ウ) 端末機器等の現地保守(修理)について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 仕様書の別表3に掲げる機能一覧の内容(和歌山県警察本部が定めるものに限る。)を満たすことを証する機能証明書

(コ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(ス) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)、(ケ)及び(シ)から(セ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(コ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(サ)の書類についてはシステム貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 仕様書の別表3に掲げる機能一覧の内容(和歌山県警察本部が定めるものに限る。)を満たすことを証する機能証明書

(コ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(ス) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(セ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(コ)から(ス)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年3月28日

(火) から同年4月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年3月28日（火）から同年4月19日（水）までの間に和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1) に掲げる申請書類は、令和5年3月28日（火）から同年4月25日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年4月25日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

通信指令室

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-428-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月16日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和5年5月26日（金）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月31日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入札公告

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年3月28日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察通信指令システム更新委託業務

契約日から令和6年3月31日までの間。ただし、本システムの運用の開始日は令和6年3月1日とす

る。

イ 和歌山県警察通信指令システム貸借業務（システムの保守を含む。）

令和6年3月1日から令和11年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察通信指令システム更新委託及び貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-428-0110

(2) 期間

令和5年3月28日（火）から同年4月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を配布する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を配布する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により配布する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年3月28日（火）から同年4月19日（水）までの間に通信指令室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和5年6月1日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年5月31日（水）午後5時までに通信指令室に必着

するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、通信指令室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。こ

の場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of communication order support system for the Wakayama Prefectural Police and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 1 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 31 May 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120